

群星 【むりぶし】 *Muribushi*

〔特集1〕 総務部

平成22年度内閣府沖縄担当部局
予算案決定

〔特集2〕 農林水産部

戸別所得補償モデル対策が4月からスタートします

〔特集3〕 経済産業部

「景気対応緊急保証」の創設等の
中小企業資金繰り対策について

3月★4月号 2010年

隔月発行

March
★
April





〈表紙写真〉

【名護城跡の寒緋桜】

(名護市)



日本一早く咲くことで有名な沖縄の寒緋桜は、名護城跡一帯に整備された名護中央公園で、約2万本も植え込まれ、鮮やかなピンク一色に包まれた約2kmに渡る並木遊歩道は、桜見には絶好の散歩コースとなっています。公園頂上の展望台からは、エメラルドグリーンの東シナ海や名護市内が一望でき、寒緋桜との美しいハーモニーを奏でる風景にひたることができます。

沖縄の桜は濃いピンク色の花びらと花弁が小さいのが特徴で、下向きに咲き、散る時は花びらごとに落ります。一足先に沖縄に春の便りを告げる名護城跡の桜は、平成2年に「日本さくら名所百選」に選ばれています。

本年の名護さくら祭りは1月30、31日で開催され、名護の市街地を中心とした祭り会場では多彩なイベントが繰り広げられ多くの花見客で賑わいを見せました。

特集

仕事の窓

局の動き

お知らせ

「安

全・安心・快適・定時」を目指す沖縄県民の足として、開業以来、人身事故発生件数ゼロを続けているゆいレールでは、「安心」をすべての基本とする企業風土を構築するため、社長をはじめ全従業員が一丸となって安全輸送の確保に取り組んでおり、様々な安全対策を講じています。

①異常時訓練

鉄道を狙ったテロが発生した際、機敏な対応をとれるようお客様の避難誘導体制や警察・消防等との連絡通報体制を確認するためにN B Cテロ（核、生物、科学）を想定した総合異常時訓練や、可動安全柵扉（ホームドア）復旧訓練及び車椅子乗降装置取扱い訓練、車両故障を想定した車両連結訓練及び車両間横取りブリッジ及び取扱い訓練などを毎年1回、定期的に実施しています。

②安全対策委員会の実施

会社内の安全対策等を検討する最も重要な会議として、2ヶ月に1回、社長以下役職者、関係者が集まり、前月までに発生した事故等について再発防止のための検討及び事故情報の収集等を行っています。

③安全点検の実施

毎月第1水曜日に安全統括管理者、業務部長、運転管理者の3者が営業列車への添乗、各部署作業への巡回等を行うなど定期的な安全点検を行っています。

このような努力の結果、沖縄都市モノレール㈱に対して平成20年11月に実施された運輸安全マネジメント評価では、ゆいレールは「安全管理体制の構築、実施及び維持に関する取組に対して、経営トップの強いリーダーシップによる安全風土構築に向けた積極的な取組及び安全統括管理者の責務と権限に関する管理を実施していると評価を受けましたが、安全性をスパイラルアップさせるためには、安全監理体制の継続的な改善及び不断の取組が不可欠である。」と評価及び助言を受けています。

Muribushi

C O N T E N T S

01 地域の目 地域振興の未来を考える 観光プロデューサー 中村 圭一郎

02 総務部 平成22年度内閣府沖縄担当部局予算案決定

04 農林水産部 戸別所得補償モデル対策が4月からスタートします

06 経済産業部 「景気対応緊急保証」の創設等の中小企業資金繰り対策について

08 仕事の窓① 財務部 管内経済情勢報告

10 仕事の窓② 農林水産部 海人が中心となって取り組むサンゴ礁の保全活動

12 仕事の窓③ 農林水産部 平成21年度「農林水産物・食品輸出オリエンテーション会」を開催しました

13 仕事の窓④ 開発建設部 大規模自然災害時における緊急災害対策派遣隊の役割について

14 仕事の窓⑤ 運輸部 沖縄発！「外国人ひとり歩き点検隊」を実施しました！

総務部 入札談合行為の排除・未然防止のための取組

財務部 「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を開催

財務部 「地域密着型金融に関するシンポジウム in おきなわ」を開催

運輸部 平成21年度 通訳ガイド制度周知強化月間の実施について

16 18 なかゆくい *シリーズ⑥ ~「省エネ法」が変わります!!~

20 内閣府だより アジア青年の家

21 お知らせ



「ゆいレール」 いろいろ 再発見!

#5

安全対策 の ヒ・ミ・ツ

★本誌タイトルについて★

群星(むりぶし)とは、沖縄の方言で「昴星(すばる)」のことです「ぶりぶし」、「むるぶし」とも呼ばれています。

「地域振興の未来を考える」

観光プロデューサー 中村 圭一郎



私は15年前に阪神大震災で被災し、その影響もあり12年前に沖縄へ移住した。それから観光産業に興味を持ち、世界33カ国を訪問してツーリズム現状を独学した。そして、8年前にガイド業を始めた。その頃、ある先輩から「観光は平和産業である」と教わった。現在は、観光プロデューサーという職業で地域の観光振興に携わる仕事をしている。

私が創造する観光の基本コンセプトは、「僕らと地球が旅をする」という、人にも地球にもいい観光である。

例えば、糸満市という地域では、7年前から市職員や地域から課題を抽出し、地域のNPOと一緒に「あんまー（おかあさん）文化」の魅力を伝える市場の街歩きや、「海人・海洋文化の継承」をテーマにしたサバニ（木舟）を活用した体験型プロ

ムを提供した。内容は、ビーチで3艇のサバニを使い「糸満ハーレー」さながらのサバニ競争を実施した。またその中で私は、2つのテーマを掲げた。(1)青年たちの国際交流を深めること。(2)糸満市の海洋文化の魅力を伝えること。だつた。

サバニという舟を使用して漁をしていた時代の話やミーカガンという水中眼鏡の原型となる海洋文化の歴史をワークショップ形式で伝え、青年たちにトーナメント制のサバニ競争をしてもらつた。また、当日の現場運営は、市職員や地元のボランティアと一緒に受けを行い、「本当に充実した時間を過ごせた」と喜んでもらえた。こういった事例は、国と地域が一体となつた理想の地域振興への一步と考え、これからその機会を民間企業や地域のNPOが一丸となつて、持続可能な地域観光の発展に取り組んでいくようプログラムを継続的に実施している。

さて、観光振興を目的とした産業は、今後どのように発展していくのだろうか？

サバニという舟を使用して漁をしていた時代の話やミーカガンという水中眼鏡の原型となる海洋文化の歴史をワークショップ形式で伝え、青年たちにトーナメント制のサバニ競争をしてもらつた。また、当日の現場運営は、市職員や地元のボランティアと一緒に受けを行い、「本当に充実した時間を過ごせた」と喜んでもらえた。こういった事例は、国と地域が一体となつた理想の地域振興への一步と考え、これからその機会を民間企業や地域のNPOが一丸となつて、持続可能な地域観光の発展に取り組んでいくようプログラムを継続的に実施している。

さて、観光振興を目的とした産業は、今後どのように発展していくのだろうか？

グラムを実施している。

一昨年度に内閣府が主催した「アジア青年の家」事業でも、アジア各国から選抜された高校生たちに、このサバニを活用した交流型プログラムを提供した。内容は、ビーチで3艇のサバニを使い「糸満ハーレー」さながらのサバニ競争を実施した。またその中で私は、2つのテーマを掲げた。(1)青年たちの国際交流を深めること。(2)糸満市の海洋文化の魅力を伝えること。だつた。

「観光」とは、その土地の自然に生きる人々の暮らしを体感し、共有する価値観を自分自身で体験する「学びの旅への投資」という考えが一般的になるだろう。

「観光」とは、その土地の自然に生きる人々の暮らしを体感し、共有する価値観を自分自身で体験する「学びの旅への投資」という考えが一般的になるだろう。



そのためには、人々や自然の大小豊かな多様性がこの島の未来にとつて、どれほど価値ある財産かを改めて知る必要がある。それは、さほど難しいことではなく、普段沖縄の人々が口にする「沖縄が一番大好き」という、その「心の力」に表わされている。あとは、一致団結、側もエネルギーや自然に対し持続可能なビジネスを余儀なくされてきた。また、この不況もあり、消費者も高いお金を払つて不満を解消する旅行（手段）を選択する時代ではなくつてきた。これからは、変化する価値観を自分自身で体験する「学びの旅への投資」という考えが一般的になるだろう。

私は、そんな中で観光という専門性を活かして、より具体的で楽しい機会をプロデュースし、この島の平和と発展に寄与できればと思う。

予算案決定



この度、平成22年度内閣府予算案（政府案）が決定されました（決定額の内訳は別表を御参照ください）。平成22年度は、沖縄振興特別措置法（平成14年4月施行）及び沖縄振興計画（平成14年7月決定）の有効期限、計画期間終了まで残すところ2年となることを踏まえ、自立型経済の構築に向けて、より一層効果的な施策の推進を図ることとし、沖縄の優位性や地域特性を活かした産業・科学技術振興に関する施策、沖縄の将来を担う人材の育成に係る施策、県土の均衡ある発展のため、離島・過疎地域の活性化による地域づくりのための施策、総合的・戦略的な社会資本整備等を重点的に進めるとしています。

平成22年度に内閣府沖縄担当部局が取り組むこととしている沖縄振興策について以下のとおり紹介します。

3. 沖縄の特性を活かした創意あふれる産業の振興
 4. 産業の振興と一体となった雇用の安定
- ・子育てママの就職技術力向上支援事業（22新規）
 - ・地域巡回マッチングプログラム事業（22新規）
 - ・沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業（22新規）
 - ・新産業創出人材育成事業（22新規）
 - ・おきなわ新産業創出投資事業
 - ・沖縄イノベーション創出事業



1. 未来をひらくIT産業の振興
 2. 質の高い観光・リゾート地の形成
 3. 文化資源活用型観光戦略モデル構築事業
 4. 風景づくり推進事業
 5. 國際観光戦略モデル事業
- ・環境・景観の保全に配慮した観光振興
 - ・環境共生型観光地形成支援事業（22新規）
 - ・アジア青年の家事業
 - ・子供科学力養成塾事業
 - ・環境共生型観光地形支援助事業
 - ・援事業
 - ・アジア青年の家事業
 - ・子供科学力養成塾事業
 - ・環境共生型観光地形支援助事業（再掲）
 - ・風景づくり推進事業（再掲）

II 科学技術の振興・国際交流拠点の形成

- ・沖縄科学技術大学院大学の開学準備
- ・知的クラスター形成に向けた研究拠点構築事業（22新規）
- ・空港・港湾等の社会資本整備（那覇空港・石垣港離島ターミナル、伊良部架橋等）
- ・力向上に係る取組の推進、那覇港・石垣港における大型旅客船ターミナルの整備等）



IV 県土の均衡ある発展のための取組

- ・南北大東地区地上デジタル放送推進事業（22新規）
- ・離島の社会資本整備（新石垣空港、石垣港離島ターミナル、伊良部架橋等）
- ・沖縄北部活性化特別振興事業費（非公共）（22新規）
- ・沖縄北部活性化特別振興特定開發事業推進費（公共）（22新規）



5. これからの中綱を担う多様な人材の育成

III 環境共生型社会の基盤づくり

- ・雇用戦略プログラム推進事業
- ・自立型経済の構築を牽引する産業における人材育成
- ・BPO人材育成モデル事業
- ・沖縄島北部地域生態系保全事業
- ・環境における赤土等の発生源対策推進事業

- ・環境共生型観光地形支援助事業
- ・沖縄島北部地域生態系保全事業
- ・環境共生型観光地形支援助事業（再掲）
- ・風景づくり推進事業（再掲）

平成22年度 内閣府沖縄担当部局

平成22年度内閣府沖縄担当部局予算案（単位：百万円、%）

事項	前年度 予算額	平成22年度 予算(案)	対前年度比	
			増△減額	比率
I. 基本的政策企画立案等経費	24,449	28,634	4,184	117.1
1. 沖縄振興計画推進・評価調査費	170	200	30	117.6
2. 沖縄における産業・科学技術振興関係経費	8,026	9,943	1,917	123.9
3. 沖縄離島活性化関係経費	23	754	731	3,267.2
4. 普天間飛行場等駐留軍用地跡地利用推進関係経費	333	423	90	127.0
5. 沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費	33	121	89	372.2
6. 沖縄北部特別振興対策事業費	5,000	0	△5,000	皆減
7. 沖縄特別振興対策調整費等	5,000	8,000	3,000	160.0
8. 沖縄北部活性化特別振興事業費	0	3,500	3,500	皆増
9. その他	5,865	5,692	△173	97.1
II. 沖縄振興開発事業費等	220,244	201,160	△19,084	91.3
1. 沖縄振興開発事業費	216,623	198,209	△18,414	91.5
(1) 公共事業関係費	196,905	176,767	△20,138	89.8
(2) 沖縄教育振興事業費	9,888	11,982	2,094	121.2
(3) 沖縄科学技術大学院大学施設整備費	5,511	5,142	△369	93.3
(4) 沖縄保健衛生等対策諸費	1,342	1,340	△ 2	99.9
(5) 沖縄農業振興費	2,978	2,978	0	100.0
2. 沖縄振興特別交付金	90	90	0	100.0
3. 戦後処理経費	527	856	329	162.5
4. 沖縄体験滞在交流促進事業経費	54	54	0	100.0
5. 沖縄振興開発金融公庫補給金	2,950	1,951	△999	66.1
計	244,693	229,794	△14,900	93.9

※四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。



- ・ 大規模駐留軍用地跡地等利用推進費
 - ・ 駐留軍用地跡地利用推進に必要な経費
 - ・ 米軍基地所在市町村活性化特別事業



- ・ 医師確保の促進（無医地区医師派遣費等補助金等）
 - ・ 医療施設の整備（県立宮古病院の移転・新築）
 - ・ 沖縄不発弾等対策事業の抜本的な拡充
 - ・ 旧軍飛行場によりコムニティが分散された地域における特別振興事業

V 基地負担の軽減と跡地利用の推進

VI 安全・安心な生活の確保のための取組

基盤づくり

1. 産業の発展を支える社会基盤の整備

- ・ 沖縄西海岸道路、那覇空港自動車道等の整備
 - ・ 国営かんがい排水事業 宮古伊良部地区
 - ・ 那覇空港の抜本的な空港能力向上に係る取組の推進（再掲）
 - ・ 新石垣空港の整備（再掲）
 - ・ 那覇港右垣港における大型旅客船ターミナルの整備（再掲）
 - ・ 2. 県民生活を支える社会基盤の整備
 - ・ 災害に強い県土づくり（億首ダム、無電柱化の推進等）
 - ・ 生活環境基盤の整備（新石川浄水場等）
 - ・ 安全安心な学校づくりの推進
 - ・ 安全な離島間交通の確保（竹富南航路（事業化検証調査）、伊良部架橋（再掲）等）



平成22年度内閣府沖縄担当部局予算案について、以下の内閣府HPも御参照ください。

[http://www8.cao.go.jp/
okinawa/3/33.html](http://www8.cao.go.jp/okinawa/3/33.html)

- ・ 沖縄県の厳しい経済情勢や雇用状況等に鑑み、経済雇用対策など緊急の課題に機動的・弾力的に対応するため、平成22年度については、沖縄特別振興対策調整費等において特に30億円を増額全般について総点検を行うとともに、鉄軌道の可能性を含めた将来の公共交通システムのあり方など、今後の沖縄振興のあり方にについて検討を行うために必要な総合的な調査を実施

VIII
その他

モデル対策が トします。

自

給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・
飼料用米などについて、シンプルで分かりやすい助成体系の下

に生産拡大を促す対策と、水田農業の経営安定を図るために、

恒常に赤字に陥っている米に
対して補てんする対策をセットで行います。

- 日本の農地の生産性は、海外と比べても高い水準を持つている。

(10アール当たりカロリー生産性が日本は欧米の2~3倍)

- 水田には、洪水防止機能、水源涵養機能、生物多様性の保全など、多面的な機能が備わっている。

自給率向上のためには、日本の優れた生産装置である水田を余すことなく活用することが重要。

I 戸別所得補償制度が目指す方向

食料自給率の向上は、
我が国的主要課題。

米の需要が減少する中、
自給率を向上させるためには、米以外の作物の生産を増大させることが必要。

その前提として、水田農業の経営を安定させ、自給率向上に取り組む環境を作っていくことが不可欠。

- 食料の輸出禁止や暴動をもたらした世界的な食料需給構造の変化、飢餓人口の増加など、自給率向上の必要性は高まっている。

- 平成22年春に策定する食料・農業・農村基本計画において、10年後に食料自給率50%を目指すための工程を示すべく検討中。

お問い合わせは、農林水産部農畜産振興課まで
TEL: 098-8666-1653

戸別所得補償 4月からスタート

戸別所得補償制度に関するモデル対策

[5,618億円]

1 自給率向上事業の概要

(水田利活用自給力向上事業)
2,167億円

- 水田を有効活用して麦、大豆、米粉・飼料用米等の生産を行う販売農家に対し、主食用米並みの所得を確保し得る水準を国からの直接支払により実施。

交付金体系の見直し（イメージ）



事業の仕組み

①交付金単価

水田での作付面積に応じ、**全国統一単価**（その他作物を除く）で交付。

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稻)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物(都道府県単位で単価設定可能)	10,000円
二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円

※ 制度変更に伴い交付額が減少する地域に対し激変緩和を措置。

②交付要件

捨て作りを防止し、需要に応じた生産を促進するため、実需者との出荷契約等を確認。

今回の対策の6つのポイント

- これまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、生産数量目標の達成に関わらず助成対象。
- 作付拡大に対応できるよう、作付面積の実績に応じて、全国統一単価で交付（その他作物を除く。）。
- その他作物に対する交付は、単価（10,000円/10a）に基づく支援枠を設け、地域の実情に応じて柔軟に交付対象作物・単価を設定。
- 水田の自給力の向上のため、新たに二毛作助成（戦略作物15,000円/10a）を実施。
- 現行に比べて交付額が減少する地域の影響を緩和するため、交付単価の加算ができる激変緩和措置を講じる。
- 麦、大豆については水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金（ゲタ交付金）を引き続き交付。（21年度の全国平均で小麦約40,000円、大豆約27,000円）

2 米のモデル事業の概要

(米戸別所得補償モデル事業)
3,371億円

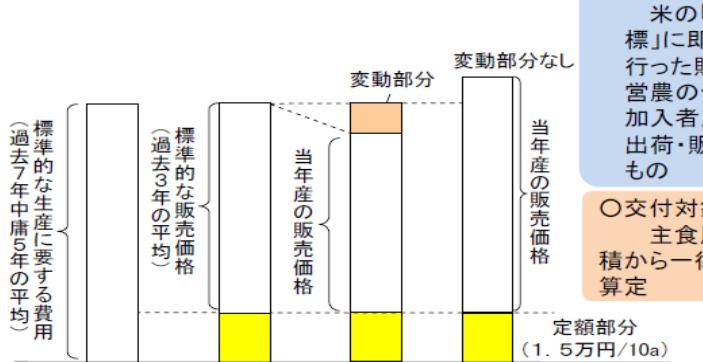
- 意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を国からの直接支払により実施。

事業の仕組み

定額部分	10a当たり1万5千円(全国一律)
変動部分	当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定

今回の対策の5つのポイント

- 生産数量目標に即した生産者に対してのメリット措置。
- 地域協議会などを経由せず、国から直接交付金を支払う。
- 米価変動に対応し、補償対象の米価水準まで所得を補償する、いわゆる「岩盤対策」。
- 要件の確認などは、市町村や地域協議会などと連携。
- 自給率向上事業とセットで措置することで食料自給率の向上を実現。



「証」の創設等の り対策について

平

成22年1月28日の平成21
年度の次補正予算の成立

を受け、「明日の安心と成長の

ための緊急経済対策」において

決定された「景気対応緊急保証」

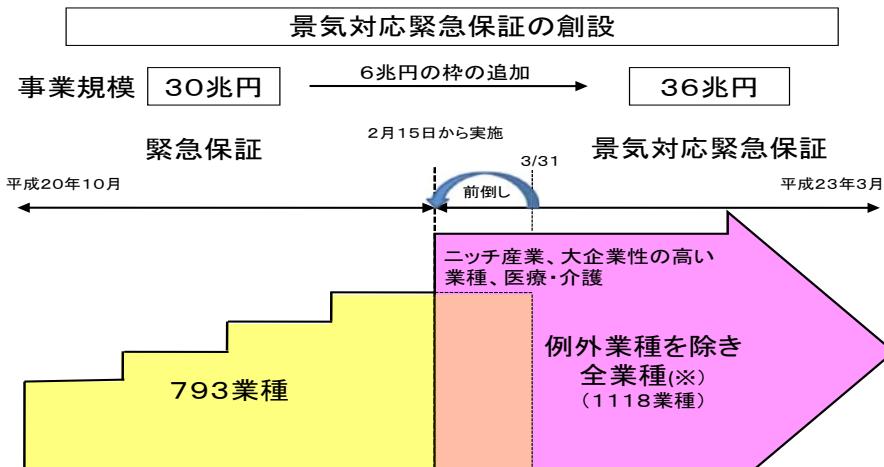
の創設等の中小企業資金繰り対
策を実施しています。「景気対応緊急保証」を2月15
日より開始

- ・一部例外業種を除く原則全業種の方が利用できます。
 - ・対象業種の指定基準・利用企業の認定基準を改めました。
 - ・平成22年度末まで利用できます。
- セーフティネット貸付を延長・
拡充**
- ・雇用の維持・拡充に取り組む企業への金利引下げ幅拡充等の措置を実施しました。
 - ・平成22年度末まで利用できます。

中小企業庁ホームページ
<http://www.chusho.meti.go.jp/>
kinyu/2010/100205
KeikiSupport.htm

中小企業支援施策の「ワンストップ・サービス・ドバイ」の開催

中小企業支援施策の「ワンス
トップ・サービス・ドバイ」は、
昨年12月に閣議決定された「明
日の安心と成長のための緊急經
済対策」に盛り込まれたもので、



景気対応緊急保証制度

- 概要**
 - ・対象業種を一部の例外業種を除き、原則全業種を指定(業種分類を大括り)
 - ・期間は、緊急保証の期限を1年延長し、平成23年3月31日まで
 - ・緊急保証の30兆円の利用枠に、新たに6兆円追加(36兆円)
- 対象**
 - ・指定業種に属し、売上減少(前年比▲3%)(※)などについて市区町村長の認定
(※)企業認定基準を緩和し、新たに、2年前比での売上減少(▲3%)基準を導入
- 内容**
 - ・保証限度額8,000万円(無担保)、2億円(有担保)
 - ※信用力の高い事業者には8,000万円を超える無担保保証ニーズにも柔軟に対応
 - ・信用保証協会の100%保証(責任共有制度の対象外)
 - ・保証期間は10年以内(据置期間は2年以内)
 - ・保証料率は0.8%以下

保証・融資審査について

- ・金融審査に当たって中小企業の経営実態を十分勘案するよう保証協会に基本方針を提示。
例：2期連続の赤字を計上し、繰越損失を抱えている場合であっても、赤字の要因や取引先等からの
経営支援等を幅広く勘案した上で与信を総合的に判断。
- ・100%保証の趣旨を踏まえ、金利等の貸出条件に配慮するよう金融機関に働きかけ。

様々な内容の悩みを抱える中小
企業者が、一ヶ所で相談が受け
られるよう、昨年12月、全ての
都道府県で開催しました。

その一環として沖縄総合事務
局では、昨年12月24日と28日の
2日間、関係機関の協力の下、
「ワンストップ・サービス・ド
バイ」を那覇市の沖縄産業支援セ

ンターで開催しました。
各日とも当局(経済産業部、
財務部)のほか、中小企業基盤
整備機構、沖縄振興開発金融公庫、商工組
合中央金庫、沖縄県信用保証協
会、中小企業診断協会、地域力
連携拠点、発明協会、沖縄労働
局など合計12機関が、資金繰り

「景気対応緊急保中小企業資金保



主催者を代表して挨拶する山内徹経済産業部長

や雇用調整助成金などの「金融支援」や、新商品開発、知的財産権といった「経営相談」など、分野ごとに相談ブースを設置し、相談に対応しました。

また、各機関が所管している中小企業支援施策に関する説明会も併せて開催し、担当者による説明が行われました。

2日間で中小企業者から寄せられた相談件数は、延べ62件（相談者数41名）となつており、そのうち28件と最も多く寄せられた相談は資金繰りといった「金融支援」に関するものでした。同じ中小企業者が様々な案件を相談するため複数の相談ブー

スを訪れるなど、限られた時間内で効率的に相談をされている姿も見られました。

相談者からは「このような取組が行われたことで、普段敷居が高いと思い相談に行けなかつた公的機関に対して、相談しやすくなつた」といった声がありました。

このように昨年末に開催した

中小企業支援施策の「ワンストップ・サービス・デイ」が好評だったことや、今後も厳しい経済状況が続くものとみられることから、年度末においても全ての都道府県で中小企業支援施策の「ワンストップ・サービス・デイ」が開催されることとなり、沖縄でも2月25日に那覇市の沖縄産業支援センターで、3月23日に沖縄市の沖縄市民会館でそれぞれ開催することになりました。

昨年末の時に相談に来れたかった方や今年に入つて資金繰りが厳しくなり相談したい方々、是非、この機会にお越しいただき、御自身のお悩み、問

昨年実施の「ワンストップ・サービス・デイ」報告概要

- 日時及び場所**
 - 平成21年12月24日(木) 9:30~17:30
 - 平成21年12月28日(月) 9:30~17:30

沖縄産業支援センター内会議室
- 主 催**
中小企業庁、内閣府沖縄総合事務局、中小企業基盤整備機構
- 共 催**
厚生労働省
- 相談内容と参加機関**
 - ①総合案内(沖縄総合事務局経済産業部)
 - ②県施策(沖縄県観光商工部)
 - ③金融(沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫那覇支店、沖縄県信用保証協会)
 - ④経営・事業承継・農商工連携等
(中小企業診断協会沖縄県支部、沖縄県商工会連合会(地域力連携拠点)、中小企業基盤整備機構沖縄事務所)
 - ⑤下請取引(沖縄県産業振興公社(下請かけこみ寺))
 - ⑥知的財産(発明協会沖縄支部、沖縄地域知的財産戦略本部)
 - ⑦雇用・人材(沖縄労働局)
 - ⑧金融円滑化法(内閣府沖縄総合事務局財務部)
- 相談件数**
 - 平成21年12月24日(木): 25件(相談者数19名)
 - 平成21年12月28日(月): 37件(相談者数22名)

**【お問い合わせ先】 内閣府沖縄総合事務局経済産業部
中小企業課 TEL098-866-1755**

題を解決するための支援策があるのか、今、何をすれば良いのか等、自社の経営課題等について御相談されてみてはいかがでしょうか。

各機関では、常に相談に応じておりますので、この取組を一つの機会として御活用いただければと思います。

沖縄総合事務局では、これまで多くの企業、団体に様々な支援策を提示・提供し、事業をサポートしてまいりましたが、今後とも各機関と連携を密に

し、中小企業者の方々をサポートしていきたいと考えています。



関係機関での相談の様子

管内経済情勢報告

管内経済は、観光が低迷しており、厳しい状況にあります。



観光は旅行手控えや他地域との競合などから低迷しています。また、生産活動は弱含みで推移しています。
雇用情勢は前年を上回り、個人消費は、経済対策等により一部に持ち直しの動きが続いています。
21年度の設備投資は厳しい状況が続いています。
「下降」超幅が拡大しています。
先行きに関しては、雇用情勢や国内景気動向に留意していく必要があります。

財務部

主要項目の動向 ① 個人消費

一部に持ち直しの動きが続いている

主要項目の動向 ② 観光

低迷している

主要項目の動向 ③ 雇用情勢

厳しい状況が続いている

その他の項目の動向

■設備投資 21年度の設備投資計画額を法人企業景気予測調査（21年10～12月期）でみると、全産業では前年度を13・2%上回る見込み（除く、電気・ガス・水道では32・9%下回る見込み）となっています。

■住宅建設 住宅建設を新設住宅着工戸数でみると、持家、貸家、分譲住宅とも前年を下回っていることから、全体では前年を下回っています。

一般職業紹介状況をみると、新規求職者数は増加しているものの、新規求人數は、前年大幅減の反動増や雇用対策等により増加に転じており、有効求人倍率（季節調整値）は低水準ながら下げ止まりつつあります。

このように、雇用情勢は依然として厳しい状況が続いているま

す。

個人消費をみると、百貨店は、主力である衣料品や高額商品の不振から、引き続き前年を下回っています。主要スーパーは、消費者の低価格志向や天候要因による冬物衣料の不振などから、足元では前年を下回っています。コンビニエンスストアは、キャンペーン実施などの販売促進の取組による売上増加などから、前年を上回っています。

耐久消費財の動向をみると、新

入域観光客数は、節約志向や厳しい所得・雇用情勢等による旅行手控え、他地域との競合などから、減少幅が拡大しています。

このように、観光は低迷して

総括判断

H21年7～9月期

厳しい状況にあるものの、一部に下げ止まりの動きがみられます

H21年10～12月期

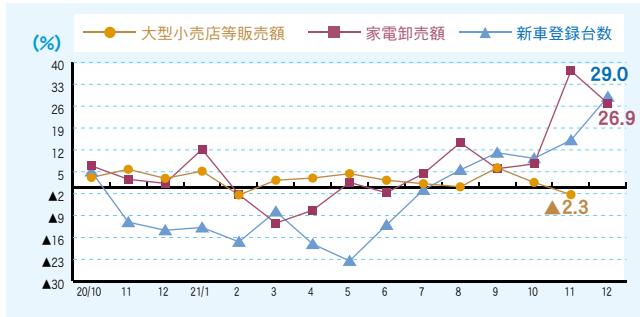
観光が低迷しており、厳しい状況にある

前回との比較

■公共事業 公共事業の動向を公共工事前払金保証請負額（累計）でみると、前年を上回っています。

管内経済情勢報告(平成22年1月)

■大型小売店等販売額、家電卸売額、新車登録台数(前年比)



(資料)

大型小売店等販売額、家電卸売額:当局調査
新車登録台数:沖縄県自動車販売協会

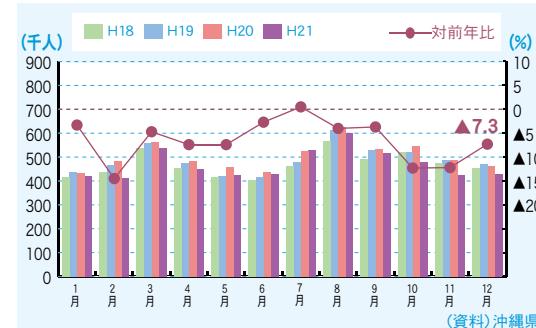
車販売は、軽自動車は前年を下回っているものの、普通乗用車、小型乗用車は減税等の効果から大幅に増加していることから、全体としては、エコポイント対象商品である薄型テレビを中心に前年を上回っています。前年を上回っています。中古車販売は前年を下回っています。家電販売は、エコポイント対象商品である薄型テレビを中心に前年を上回っています。

このように、個人消費は、一部に持ち直しの動きが続いています。

■主要ホテルの客室稼働率(前年差)、客室単価(前年比)



■入域観光客数(前年比)



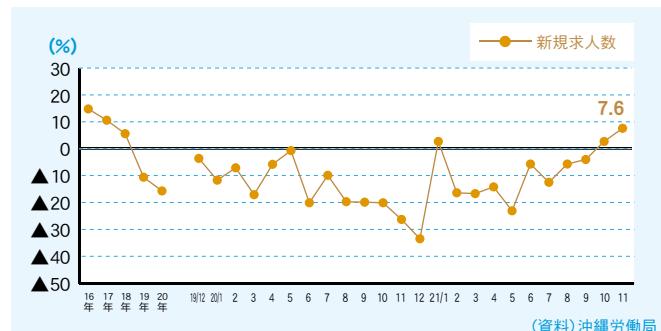
先行きについては、引き続き、旅行手控えや、国内他地域及び海外旅行との競合等が懸念されます。

いります。

■有効求人倍率及び完全失業率



■新規求人数(前年比)



超幅が拡大しています。
この結果、全産業では、「下降」

S I を法人企業景気予測調査(21年10～12月期)でみると、製造業では、「下降」とする企業が減少していることなどから、「上升」超に転じているものの、ウエイトの高い非製造業では、サービス、卸売・小売などで「下降」とする企業が増加していることなどから、「下降」超幅が拡大しています。

21年度通期は、全産業で5・6%の減益見込みとなっています。

■企業の景況感

企業の景況判断B

経常利益を法人企業景気予測調査(21年10～12月期)でみると、製造業では、「下降」とする企業が減少していることなどから、「上升」超に転じているものの、ウエイトの高い非製造業では、サービス、卸売・小売などで「下降」とする企業が増加していることなどから、「下降」超幅が拡大しています。

■企業収益

経常利益を法人企業景

金属製品、鉄鋼では、棒鋼の出荷が県外向けに増加、アルミが県内向けに増加しているものの全体では前年を下回っています。食料品では、酒類や食肉加工品などが前年を下回っており全体でも低調となっています。窯業・土石では、公共工事向け生コンに出荷の動きがみられます。

このように、生産活動は一部に動きはみられるものの弱含みで推移しています。

■生産活動

製造業の生産活動は、

金属製品、鉄鋼では、棒鋼の出荷が県外向けに増加、アルミが県内向けに増加しているものの全体では前年を下回っています。食料品では、酒類や食肉加工品などが前年を下回っており全体でも低調となっています。窯業・土石では、公共工事向け生コンに出荷の動きがみられます。

このように、生産活動は一部に動きはみられるものの弱含みで推移しています。

農林水産部

白化現象：海水温の上昇等により造礁サンゴに共生している褐虫藻が失われると、サンゴは光合成産物を受け取ることができず、死滅します。



オニヒトデ：サンゴを好んで捕食するため、大量発生が繰り返されます。サンゴ礁は危機的な被害を受ける。

サンゴ礁を取り巻く環境は、各地域で、開発による埋立に加えて、温暖化に伴う海水温の上昇による白化現象やオニヒトデ等の被害などにより荒廃が進んでいるとの報告があり、深刻な状況となってい

○サンゴ礁の荒廃が進んでいます。

また、環境省が実施した自然環

境保全基礎調査によると、沖縄県

1992年調査結果）は、77,

611ha（群集面積28,23

5ha）で、それ以前に1,88

6haのサンゴ礁が消滅したと報



沖縄の海は、様々な種類のサンゴ等によりサンゴ礁が形成されています。サンゴ礁は、多種多様な魚介類等の産卵、幼稚仔魚の育成・餌の確保の場として水産資源の維持・増大に大きく寄与するとともに、海水中の有機物の分解や窒素、リン等の栄養塩の取り込みによる水質浄化機能に優れており、良好な沿岸域環境を維持し安定した水産資源を確保する上で重要な役割を果たしています。ここでは、「有性生殖によるサンゴ増殖の手引き（水産庁漁港漁場整備部）」の中からサンゴ礁を取り巻く現状と沖縄県での保全活動の取組事例を紹介します。

○サンゴ礁は魚介類の宝庫です。

水産資源の宝庫であるサンゴ礁

の荒廃は、漁獲量にも影響を与えていると考えられており、主にサンゴ礁域で操業する沿岸漁業の漁

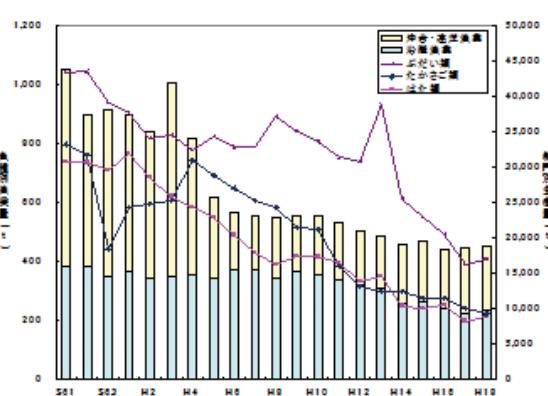
獲量は年々減少しています。

サンゴ礁は、サンゴが有機態の

浮遊物を摂食するなど、物質循環

を通して海水を浄化する機能のほか、多種多様な生き物の繁殖・成育・餌場などの生息場所となっており、水産物を安定供給する好漁場としての役割を果たしています。

また、サンゴ礁域の海岸は、海水浴、マリンレジャーの場として利用されるほか、海神祭などの伝統行事やイベントなど、地域における交流の場としても活用されています。



さらに、海岸線がサンゴ礁に取り囲まれていることで、外海から来襲する高波や波浪を破碎し、背後集落の人命・財産を海岸災害から保護しており、自然の防波堤となっています。

○サンゴ礁は私たちに多くの恵みを与えています。

サンゴ礁は、サンゴが有機態の

浮遊物を摂食するなど、物質循環

を通して海水を浄化する機能のほか、多種多様な生き物の繁殖・成育・餌場などの生息場所となっており、水産物を安定供給する好漁場としての役割を果たしています。

海人が中心となつて取り組むサンゴ礁の保全活動



恩納村の海・・・サンゴ礁は、多種多様な生物を共生・生産する機能を果たしています。



石垣島の海岸線・・・サンゴ礁は、高波や波浪から島を保護する自然の防波堤となっています。

漁業者や地域住民などが行う藻場・干渉、サンゴ礁等の機能の維持・回復を目指す保全活動を支援する制度が平成21年4月に創設されました。

沖縄県では、平成21年6月に県、伊江村、恩納村及び石垣市並びに沖縄県漁連を中心とした「沖縄県環境・生態系保全対策地域協議会」を設立し、全国漁業協同組合連合会が開催した保全活動の計画策定及び実施段階に応じた技術情報提供のための講習会に参加するとともに、国の支援制度「環境・生態系保全活動支援事業」を活用して、サンゴ礁を守り、再生する地域活動に取り組んでいます。

① 現状把握
サンゴは白化現象やオニヒトデの食害などによって、分布状態が常に変化しているため、定期的なモニタリング活動により生息状況等を調査します。

② 種苗生産と移植
ダメージを受けているサンゴの維持・回復を図るために、陸上においてサンゴの幼生を育て、サンゴ種苗を海底の岩盤等に移植します。

③ 食害生物の除去
サンゴを捕食して成長するオニヒトデが大量発生し、サンゴにダメージを与えていることから、漁業者や地域住民等が協力して、オニヒトデ等の食害生物の除去を行います。

④ 浮遊・堆積物の除去

サンゴ類の生育やサンゴ礁内に形成された生態系の保全を図るため、サンゴ礁周辺の浮遊・堆積物の除去を行います。

【参考リンク】

有性生殖によるサンゴ増殖の手引き
—生育環境が厳しい沖ノ鳥島におけるサンゴ増殖—

http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/sub7.html#sango

漁業者や地域住民などが行う藻場・干渉、サンゴ礁等の機能の維持・回復を目指す保全活動を支援する制度が平成21年4月に創設されました。

沖縄総合事務局では、引き続き、地域協議会の活動組織が取り組む環境・生態系保全対策活動を支援していきます。



食害生物の除去は、主にダイバーによる駆除で対応しています。





農林水産部

輸出促進セミナー（参加者約120名）

食品輸出の最前線で活躍する海外のバイヤー4名を講師に迎え、各国の食品市場における最新情報を提供しました。

「北京レポート」

鈴木(天津)国際貿易有限公司 君島英樹 氏

中国向け水産食品の取扱いの変更、北京の小売店における販売状況などについて情報提供いただきました。

「タイレポート」

Daisho(Thailand)Co.,Ltd 加藤秀樹 氏

タイにおける外食・小売・業務用など食品市場の概況、那覇空港ハブ化への期待などについて講演いただきました。

「香港レポート」

味珍味(香港)有限公司 デニス・トクアキ・ウー 氏

栄養表示制度の導入、日本と香港の食文化の違い、香港市場の戦略方法等について講演いただきました。

「上海レポート」

Joint B&K 樽家邦興 氏

上海の食品市場、消費者の特徴、上海における日本企業の成功事例などについて情報提供いただきました。

オリエンテーションの会

沖縄地域農林水産物等輸出促進協議会



黒羽 沖縄総合事務局次長の挨拶



講師の話に熱心に耳を傾ける参加者

展示・商談会（参加事業者21社）

世界各都市に販路を持つ国内外のバイヤー（10名）と県内の事業者との商談の場を提供しました。



商談会場の様子

商談に参加したバイヤーは、輸出促進セミナー講師4名のほか、(株)ショーライ、Top Weal Limited、クラウン貿易(株)、(株)大井山本商店、(株)ジェイエフエー、永和商事(株)からの6名で、展開地域は中国、香港、米国、欧州、ロシアなど。

県内からは、生鮮野菜・果実、食肉加工品、もしく加工品、黒糖、塩、紅茶、泡盛などを扱う幅広い業種が参加し、各都市へ展開するバイヤーと精力的に商談を行いました。

輸出產品発掘会（参加事業者19社）

出品者が自社商品をアピールするプレゼンテーションを行った後、バイヤーに試食いただき、食材の魅力、輸出產品としての可能性についてアドバイスをいただきました。



かち割り黒糖の試食の様子



紅茶の試飲の様子



商品PRの様子

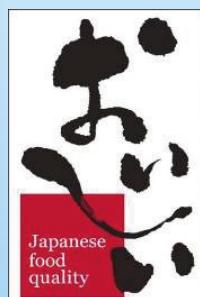
「輸出オリエンテーションの会」は平成22年度も開催する予定です。
農林水産物・食品の輸出促進に関する情報についてはこちらをご覧ください。

農林水産省URL <http://www.maff.go.jp/j/export/index.html>
沖縄総合事務局URL http://ogb.go.jp/nousui/nousui_yushutu.html



沖縄総合事務局、沖縄地域農林水産物等輸出促進協議会は、「輸出オリエンテーションの会」は輸出に意欲のある事業者を対象に、輸出促進セミナー、展示・商談会、試食会を一連的に開催する事業です。今回の開催の様子を紹介いたします。

平成21年度「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会」を開催しました





開発建設部



開発建設部では1月14日から15日までの2日間、部内隊員等22名によるTEC-FORCE研修を実施しました。

大規模自然災害時における緊急災害対策派遣隊の役割について

～平成21年度TEC-FORCE研修をとおして～



災害に関する講義



照明車操作訓練



災害対策本部車拡幅訓練



防災ヘリ搭乗訓練



現地簡易測量訓練

TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）とは

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するために発足した組織のことです。

TEC-FORCEの隊員は国土交通本省を筆頭に国土技術総合政

策研究所、国土地理院、地方支分部局、気象庁にて全国で約2,600名で組織され、沖縄総合事務局開発建設部においては平成20年6月に隊員

36名にて発足しました。

これにより全国あらゆる場所で大規模自然災害が発生した場合で、本省指示等により全国からTEC-FORCE隊が駆けつけ、迅速な災害対応（技術的支援等）を効率的に行なうことが可能となり

ました。

今回の研修では隊員の災害対応能力の向上を目的に、講義として「沖縄の防災について」、「TEC-FORCEマニュアルについて」、「他地整のTEC-FORCE活動について」、「災害査定について」、実地研修として災害対策機器（災害対策本部車、照明車）の拡幅・操作手順の習得、防

災ヘリ搭乗訓練、現地での簡易測量等を実施しました。受講した隊員からは「実際に研修に参加してTEC-FORCEとしての使命を実感した。全国の被災箇所へ派遣されることもあり得るため、常にモチベーションを高く持ち、緊急災害対策派遣隊としての役割を果たしたい。」等の感想が寄せられました。

沖縄初！「外国人ひとり歩き点検隊」を実施しました！ (那覇空港～首里駅～首里城)



我が国は、「観光立国」の実現を目指して、2010年までに訪日外国人旅行者の数を1000万人に、また、2016年までに訪日外国人旅行者の数を2000万人に増加させることを目標として、外国人受入体制の整備に向けて様々な取組を進めておりますが、外国人観光客が公共交通機関を利用して、ひとり歩きできる環境整備を図ることも重要な施策です。今般、沖縄総合事務局は、管内で初めて、関係機関の協力を得て「那覇空港～首里駅～首里城」において外国人の視点から案内表示等の情報提供の実施状況を調査する「ひとり歩き点検隊」を実施しました。

運輸部

【調査概要】

外国人観光旅客が実際に移動する経路を設定し、外国人モニター（英語1名、韓国語1名、中国語2名（繁体・簡体））が既設の案内表示等を頼りに、那覇空港から目的地である首里城まで実際に移動し、施設等において外国語による案内表示等を確認しました。

平成21年度沖縄総合事務局

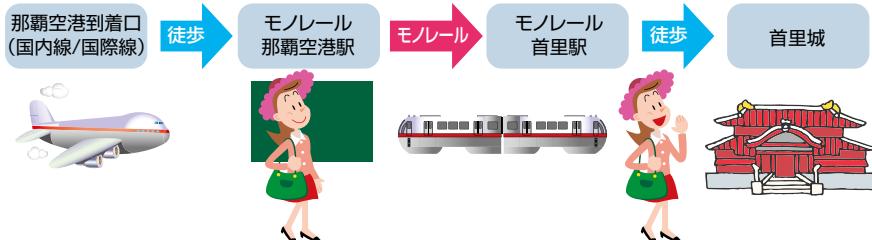
外国人観光旅客に対する情報提供実地調査(外国人ひとり歩き点検隊) <那覇空港～首里駅～首里城>

【現状】 那覇空港から主要な観光地である首里城への移動の際、主要な交通結節点において情報提供の内容・方法に連続性・一貫性が十分確保されていないなど、外国人観光客にとって分かりにくい状況となっており、必要とすべき情報が適切に伝わっていない。

「外国人ひとり歩き点検隊」調査スキーム

「ひとり歩き点検隊」

外国人観光旅客が実際に移動する経路を設定し、外国人モニター（英語1名、韓国語1名、中国語2名（繁体・簡体））が既設の案内表示等を頼りに、那覇空港から目的地である首里城まで実際に移動し、施設等において外国語による案内表示等を確認する。



意見交換会

点検結果をとりまとめ、外国人モニターと関係機関等との間で意見交換を行い、その結果を今後の関連施設等の効果的な整備への参考とする。

「外国人ひとり歩き点検隊」実施スケジュール及び調査ルート

時 刻	調査ルート	1/19(火)	1/20(水)
9:30	集合 那覇空港国際線到着口		
10:00 ～ 12:00	調査 ↓ 那覇空港国際線到着口 ↓ 那覇空港国内線到着口 ↓ 那覇空港駅 ↓ 首里駅 ↓ 首里城	英語圏調査	中国語 (簡体字) 圏調査
13:00	集合 那覇空港国際線到着口		
13:30 ～ 15:30	調査 ↓ 那覇空港国際線到着口 ↓ 那覇空港国内線到着口 ↓ 那覇空港駅 ↓ 首里駅 ↓ 首里城	韓国語圏調査	中国語 (繁体字) 圏調査

③ [モノレール]
駅の表示により目的地の最寄り駅、運賃の確認、券売機での購入、



① [那覇空港ターミナル]
海外、県外から那覇空港に到着したことを想定し、ターミナル内の案内表示を点検しました。

既設の案内表示にて那覇空港ターミナルからモノレール那覇空港駅まで円滑に移動できるか点検しました。



アナウンスの状況を点検しました。

⑤ [首里城到着]



言語別に移動の円滑さに差が出ましたが、モニター全員が無事に首里城に到着できました。

⑥ [外国人モニターとの意見交換会]

点検終了後に施設管理者等と外国人モニターとの意見交換会を実施しました。

意見交換会では、外国人モニターから「ピクトグラム（絵文字や絵単語）を多く活用してもらおうとわかりやすい」（英語圏）、「一部の要所に案内表示が無かつた」（韓国語圏・中国語圏）の

意見が寄せられ、施設管理者側からは「過去に手直しを加えるなど整備してきたが、今回の意見を参考に今後の整備に向けて検討したい」とのコメントがありました。

「ひとり歩き点検隊」において外国人モニターからいただいた御意見等は、今後関係者において関連施設等を整備する際の参考としていたたくとともに、他の交通結節点での外国人受入体制整備の参考例として活用します。

総務部 入札談合行為の排除・未然防止のための取組 ～発注機関との会議等を開催～

Soumubu

「入札談合」は、国や地方公共団体などの公共工事や物品の公共調達に関する入札の際、入札に参加する事業者たちが事前に相談して、受注事業者や受注金額などを決めてしまう行為で独占禁止法で禁止されています。事業者間の競争が正しく行われていれば、より安く発注できた可能性があり、入札談合は税金のムダづかいにもつながります。本来、入札は厳正な競争を行うことを目的としているため、入札談合は公共の利益を損なう非常に悪質な行為です。

このため、公正取引委員会では、入札談合の未然防止を徹底するためには、発注機関側の取組が極めて重要であるとの観点から、毎年、国や地方公共団体等が実施する独占禁止法及び入札談合等闇与行為防止法の研修会に講師を派遣したり、独自に研修会を開催するなど積極的な取組を行っています。

沖縄県内においては、沖縄総合事務局公正取引室が、県内に所在する国の機関

等を対象とした「公共入札に関する連絡担当官会議」を開催し、協力体制強化を図るとともに、沖縄県及び県内市町村等の調達担当者を対象とした「入札談合問題に関する研修会」に講師派遣を行っています。

本年度、公正取引室は、昨年12月21日に那覇市おもろまちの那覇第2地方合同庁舎において「公共入札に関する連絡担当官会議」を開催(34名出席)したほか、同月22日には那覇市の沖縄県庁講堂において「入札談合問題に関する研修会」に講師派遣(76名出席)を行いました。

また、本年度から、新たな試みとして、各地に出向いて研修会を開催しており、昨年11月26日に、北部広域市町村圏事務組合との共催により、名護市を始めとした沖縄県北部地域12市町村の調達担当者等を対象とした研修会を開催(51名出席)しました。

これらの会議や研修会では、当室から独占禁止法やいわゆる官製談合防止法について過去の入札談合事件を紹介しながら



説明を行い、参加された皆さんには、独占禁止法等への理解を深めるべく熱心に聞き入っていました。

なお、当室では、県民の皆様からの独占禁止法又は下請法に違反する疑いに関する情報(申告)を受け付けております。

○申告窓口

総務部公正取引室
那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方合同庁舎2号館6階
TEL 098-866-0049

財務部 「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を開催

Zaimubu

1月16日(土)、「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を金融庁と共同で開催し、地域住民の方々約130人が参加されました。

このシンポジウムは、金融商品・サービスが多様化する中、国民が内容を理解し、自らの判断と責任でこれらを主体的に選択できるよう、金融の仕組みや取引

ルール等に対する国民の知識・理解を深めることを目的に開催したものです。

今回のシンポジウムでは、竹澤沖縄総合事務局長の挨拶の後、FPアソシエイツ&コンサルティング(株)代表取締役の神戸孝氏が「『守りながら増やす』これからの資産運用」と題して講演し、個人投資家がとるべき投資に関する基本的な考

え方を紹介するとともに、NPO法人消費者センター沖縄の小那覇涼子理事長による金融トラブル事例のプレゼンテーションが行われました。

また、藤沢久美氏(シンクタンク・ソフィアバンク副代表)をコーディネーターにパネルディスカッションが行われ、神戸孝氏、永田均氏(琉球大学法科大学院教授)、小那覇涼子氏、宮里一氏(株琉球銀行営業統括部長)の各パネリストから、資産運用に関する留意点、金融トラブルに巻き込まれないために必要な構えや金融機関側から見た投資に関する視点など、活発な議論が交わされました。

参加者からは、「いろいろ得るものがあり、とても有意義なシンポジウムだった。」、「消費者の知識を深めるため、これからも開催してほしい。」等の感想が多く寄せられました。



財務部 「地域密着型金融に関するシンポジウムinおきなわ」を開催

2月4日(木)、沖縄県立博物館・美術館講堂において、財務部主催による「地域密着型金融に関するシンポジウムinおきなわ—金融円滑化と沖縄において求められる金融機関の役割について—」が開催され、一般の方々をはじめ、金融機関、商工団体、行政機関など約140名が参加しました。

このシンポジウムは、地域金融機関(地域銀行及び信用金庫)による地域密着型金融に関する取組内容等を広く地域の皆様に紹介するとともに、地域金融機関に対し取組の動機付けを行い、地域密着型金融の一層の推進等を図ることを目的に開催しており、今回で4回目となります。

シンポジウムでは、竹澤沖縄総合事務局長の挨拶の後、沖縄銀行の「STRONG RELATION」活動が特色ある

取組事例として報告され、竹澤局長より顕彰されました。

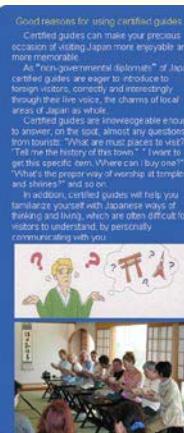
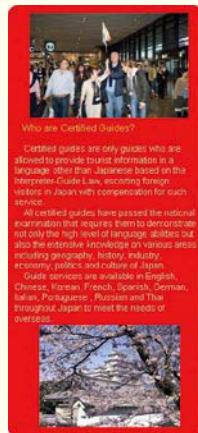
続いて、山内眞樹氏(公認会計士)をコーディネーターに、稻嶺盛福氏(沖縄県中小企業団体中央会副会長)、野中正信氏(宜野湾市商工会事務局長)、永田均氏(琉球大学法科大学院教授)、城間貞氏(公認会計士)、安里昌利氏(沖縄県銀行協会会長)、池端透氏(琉球銀行常務取締役)、山城輝雄氏(沖縄海邦銀行取締役審査第一部長)をパネリストとして、「金融円滑化と沖縄において求められる金融機関の役割について」をテー



マにパネルディスカッションが行われ、地域金融機関の今後の役割・方向性などについて予定時間をオーバーするほど熱心で活発な意見が交わされました。

運輸部 平成21年度 通訳ガイド制度周知強化月間の実施について

有資格通訳ガイドの確保のため、平成18年4月1日から通訳ガイドへの参入規制の緩和等を内容とする改正通訳案内士法等が施行されるとともに、平成18年度から海外でも通訳案内士試験が実施されており、これを受けまして、平成17年度の第1回を皮切りに、「通訳ガイド制度」周知活動を実施しているところであり



通訳ガイド制度に関するリーフレット(英語・韓国語・中国語(繁体字・簡体字))

ますが、平成21年度も引き続き、無資格通訳ガイドを排し、有資格通訳ガイドの活用を促す観点から、「通訳ガイド制度周知強化月間(2/1~2/26)」として実施しました。

その際には、幅広い観光関係者の協力を得て、首里城を訪れている外国人旅行者やビジット・ジャパン案内所、インバウンド取

扱旅行業者等を対象に、通訳ガイド活用のメリットに加え、特に
 ①無資格ガイドが違法であること(50万円以下の罰金)、②平成18年度より海外4都市(ソウル市、北京市、香港及び台北市)でも通訳案内士試験を実施していること、
 ③都道府県の区域内

でのみ活動できる「地域限定通訳案内士」資格制度が創設されており、沖縄県でも導入されていること、の3点に重点を置いて周知を図りました。



ビジット・ジャパン案内所への周知活動(那覇空港内)



観光地における個別指導及び周知活動(首里城)

なかゆくい

Series 6

「省エネ法」が変わります!!

経済産業部



省エネ法とは

地球温暖化防止についての行動が高まるにつれ、「省エネルギー」「省エネ法」という言葉を耳にし、目にする機会が増えてきました。

実はこの「省エネ法」という名称は略称ではなく、「通称」です。

正式名称は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下、「省エネ法」といいます)で、石油危機を契機に1979年(昭和54年)に制定されました。

省エネ法は、「国内外におけるエネルギーをめぐる経済的・社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場・事業場等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的に制定されましたが、平成20年に改正され、今般、それらが完全実施されるということで、皆様方に、復習の意味も兼ねてお知らせいたします。

今回の主な改正のポイント

○指定基準の改正

① 工場・事業場単位から企業単位へ

今回(平成20年5月)の改正では、これまでの工場・事業場ごとのエネルギー管理から、企業全体での管理に変わります。したがって、企業全体(本社、工場、支店、

営業所など)の年間のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500キロリットル以上であれば、そのエネルギー使用量を企業単位で国(沖縄県内は当局が担当しています)へ届け出で、特定事業者の指定を受けなければなりません。

② 特定連鎖化事業者も新たに規制の対象となり得ます。例えば、コンビニエンスストア等の「フランチャイズチェーン」も同様で、事業全体でエネルギー管理を行う必要性が生じるということです。

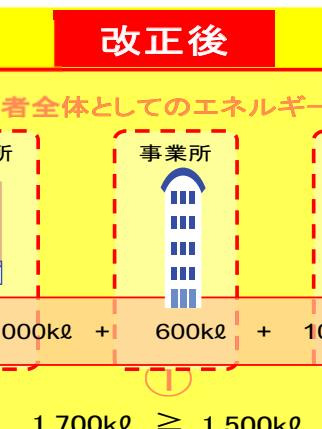
フランチャイズチェーン本部が行っている事業について、約款等の取決め一定の要件を満たしており、かつ、フランチャイズ契約事業者(加盟店)を含む企業全体の年間の合計エネルギー使用量(原油換算値)が1,500キロリットル以上であれば、フランチャイズチェーン本部がその合計エネルギー使用量を国へ届け出で、特定連鎖化事業者の指定を受けなければなりません。

また、エネルギー管理指定工場の指定について

する工場・事業場等は、エネルギー管理指定工場の指定をうることとなります。

○ 報告書等の提出単位の変更
エネルギー管理指定工場の義務のうち、定期報告書、中長期計画書の提出が従来の工場・事業場単位での提出から企業単位での提出に変わります。

○ エネルギー管理統括者等の創設
特定事業者及び特定連鎖化事業者は、エネルギー管理統括者(企業の事業経営に発言権を持つ役員クラスの者など)とエネルギー管理企画推進者(エネルギー管理統括者を実務面で補佐する者)をそれぞれ1名選任し、企業全体としてのエネルギー管理体制を推進することで義務付けられます。



この場合、事業者全体で1,500kℓ以上となるため、特定事業者として指定

- [エネルギー管理の体制]
 - 役員クラスのエネルギー管理統括者の選任
 - 管理統括者を補佐するエネルギー管理企画推進者の選任
 - エネルギー管理指定工場等ごとにエネルギー管理者等の選任
- [計画策定・報告]
 - 事業者単位の中長期計画書・定期報告書の提出義務



企業全体でエネルギー使用量の把握

今回の改正に伴い、企業全体でのエネルギー使用量の把握に努めていただく必要が発生いたします。

○エネルギー使用量データの記録

エネルギー使用量は平成21年4月から1年間記録する必要があります。以下フロー図のとおり、企業全体での年間の合計エネルギー使用量(平成21年4月～22年3月まで)を正確に把握し、1,500キロリットル以上であればエネルギー使用状況届出書を平成22年度に管轄の経渉産業局(沖縄においては沖縄総合事務局経渉産業部。以下同様)へ届け出なければなりません。

○ポイント

① 平成21年4月から1年間、全ての工場・事業場のエネルギー使用量(原油換算値)を把握してください(例 電気・ガスについては毎月の検針票に示される使用量で把握)。

② エネルギー使用量を以下ア～ウの手順で原油換算値へ換算してください。

ア. 使用した燃料・熱・ガス・電気などに全社の年間の使用量を集計してください。アの使用量に燃料の熱量、熱の係数、電気の換算係数を乗じて熱量(GJ)を求めた後、合計して年間に使用

ウ. イの年間の使用熱量合計(GJ)に、0.0258(原油換算k1/GJ)を乗

じて年間のエネルギー使用量(原油換算k1)を求めます。

また、事業所ごとに各月ア～ウを行い事業所ごとのエネルギー使用量を求めてから合計する手順もあります。

○合計が1,500k1以上の場合は、平成22年度に経渉産業局へ届け出してください。

燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数の具体的な数値、集計用の簡易ツールは以下のURLを参照してください。

エネルギー使用合理化シンポジウム(実務編)の開催

平成22年2月3日に「エネルギー使用統括と提出書類の掲載方法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律関係」について講演を行ったほか省エネの事例紹介ということで、オリオンビール株式会社さんから「エネルギー削減プロジェクトオリオン社省エネの取組」を御紹介いただきました。

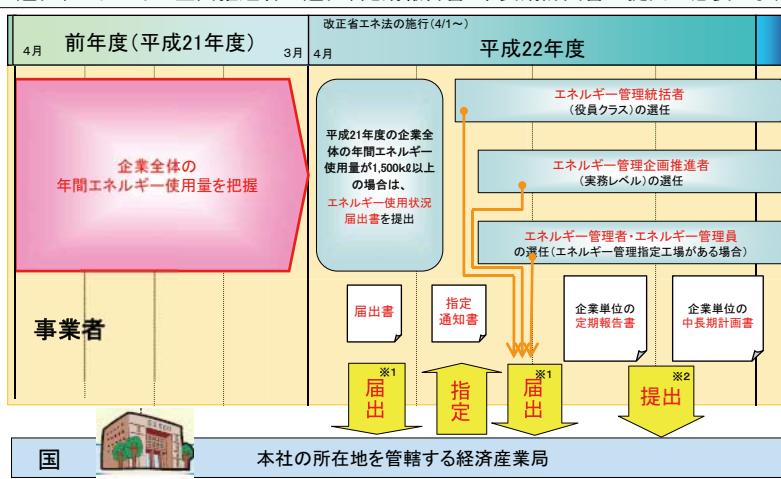
シンポジウムでは、「改正省エネ法の手続きと提出書類の掲載方法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律関係」について講演を行ったほか省エネの事例紹介ということで、オリオンビール株式会社さんから「エネルギー削減プロジェクトオリオン社省エネの取組」を御紹介いただきました。

今後も改正省エネ法についての説明会等を随時開催いたしますので、企業の方々につきましては、是非、御参加ください。

今回は概略を御紹介いたしましたが、御質問等ございましたら、以下のお問い合わせ先まで御連絡頂きますようよろしくお願いいたします。

主な手続きスケジュール

▶ 経済産業局に使用状況届出書を届け出ると経済産業局から指定を受け、特定事業者(又は特定連鎖化事業者)となります。特定事業者(又は特定連鎖化事業者)は下図に示すとおり、エネルギー管理統括者の選任、エネルギー企画推進者の選任、定期報告書・中長期計画書の提出が必要となります。



*1届出の提出期限: エネルギー使用状況届出書…5月末(平成22年度は7月末)
定期報告書・中長期計画書…4月末(平成22年度は5月末)
エネルギー管理統括者…指定後直近の7月末までに選任届を提出
エネルギー企画推進者…指定後6ヶ月以内に選任し、選任後の直近の7月末までに選任届を提出
(エネルギー管理企画推進者については、平成22年度において指定を受けられた場合、9ヶ月以内)

*2定期報告書及び中長期計画書については経済産業局の他、事業者が設置する全ての工場等に係る事業の所管省庁にも提出。

※燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数の具体的な数値、集計用の簡易ツールはこちらのURLを御参照ください。
http://www.eccj.or.jp/law06/xls/03_00.xls



エネルギー使用合理化シンポジウムの様子

**【お問い合わせ先】 内閣府沖縄総合事務局経渉産業部
環境資源課／エネルギー対策係 TEL 098-866-1757**

内閣府だより

—「アジア青年の家2010」について—

<http://ayepo.go.jp/>



毛利衛さんの講演



海浜清掃活動の様子



Dr. Rainwater 村瀬誠さんの講義

プログラムは、約3週間の日程を3つのセッションに分け、水を巡る環境問題をテーマに、県内各地の施設や自然を舞台に実施されます。

内閣府では、今年の夏も「アジア青年の家」事業を実施します。

「アジア青年の家」は、日本及びASEAN諸国を中心としたアジア各国などの青年が、夏休み期間中の約3週間を、東アジアの中心に位置する沖縄で共同生活を行いながら、環境問題などをテーマに、共に学習するプログラムです。

「アジア青年の家」は、日本及びASEAN諸国を中心としたアジア各国などの青年が、夏休み期間中の約3週間を、東アジアの中心に位置する沖縄で共同生活を行いながら、環境問題などをテーマに、共に学習するプログラムです。

利衛さんなど一流科学者を招いてのオープンセミナー（※）など、興味深い多くのプログラムを盛り込む予定です。（掲載の写真は昨年の活動の様子です。）

また、ハーリー競漕やシュノーケリングなど沖縄の豊かな自然・文化の体験、参加青年による各国の文化発表の場も設けています。

このプログラムに参加する中高生を募集しています。本号お知らせ欄「「アジア青年の家」に参加しませんか」（21頁）をご覧ください。

	プレセッション	第1セッション	第2セッション	まとめ
期間	8月6日～9日	8月10日～16日	8月19日～22日	8月23日
テーマ	多様な文化体験を通じた絆づくり	水問題の現状と課題を学ぶ	水問題の解決策を考える	成果発表
考え方	沖縄の文化などを体験しながら、他国・他地域の青年との相互理解や絆を深めます。	アジア諸国などで起こっている水問題の現状と課題をあらゆる角度から学びます。	水問題の解決に向けた企業などの取組などの学習や参加者同士のディスカッションを通じて、成果の構築を行います。	参加者によってまとめた成果を閉会式の場で発表します。

※1 第1セッションと第2セッションの間に、オープンセミナー（那覇市）及びホームステイ（伊江島）を実施する予定です。

※2 事情により、プログラムの構成に変更があり得ます。

【お問い合わせ先】内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付「アジア青年の家」推進室
TEL：03-3581-0993（直通）（平日10:00～18:00）E-mail：i.okinawa-seinen@cao.go.jp

「アジア青年の家2010」に参加しませんか？

内閣府では、今年の夏休み期間中、日本及びアジア諸国の中高生が沖縄の地で一堂に会し、約3週間、共通体験を経ることにより、将来イノベーションを起こす人材を育成する「アジア青年の家」事業を行います。

この事業に参加する中高生の皆さんを募集します。応募要件や応募方法などの詳細については、「アジア青年の家」ウェブサイトに掲載しますので、ぜひご覧ください。

チャレンジ精神旺盛な皆さんのご応募をお待ちしています。

◇本号20頁の「内閣府だより」もご覧ください。

- 募集対象 中学3年生～高校2年生
- 募集期間 4月12日(月)～5月11日(火)
- 「アジア青年の家」ウェブサイト URL:<http://ayepo.go.jp/>
- 問い合わせ先 内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付
「アジア青年の家」推進室
TEL:03-3581-0993(直通)
E-mail:i.okinawa-seinen@cao.go.jp



昨年の様子（参加者の記念撮影）



昨年の様子（JICA研修生との交流）

平成22年度内閣府青年国際交流事業について

○内閣府では、将来を担う国際感覚豊かな青年を育成するため、様々な国際交流事業を実施しています。

○現在、平成22年度に実施する「国際青年育成交流」(9月)、「日本・中国青年親善交流」(9月)、「日本・韓国青年親善交流」(9月)、「東南アジア青年の船」(10～12月)、「世界青年の船」(平成23年1～3月)の参加青年(18～30歳を対象)を募集しています。



平成21年度「東南アジア青年の船」事業における出港式(フィリピン)

- 問い合わせ先 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付国際第1担当 TEL:03-3581-1181
ホームページ▶<http://www.cao.go.jp/koryu/>
- 沖縄県福祉保健部 青少年・児童家庭課 TEL:098-866-2174
ホームページ▶<http://www3.pref.okinawa.jp/site/cateview.jsp?cateid=83>

ボレ、日本代表！

内閣府青年国際交流事業
参加青年募集！

平成22年度
内閣府青年国際交流事業の日本参加青年募集！

内閣府では、日本と世界各国の青年の交流を通して、相互理解と友好を深め、
広い国際的視野と国際協調の精神を身につけた次代を担うにふさわしい青年を育成するため、
青年国際交流事業を実施しています。

<http://www.cao.go.jp/koryu/>



沖縄総合事務局

<http://www.ogb.go.jp/>

広報誌【群星】に対する「皆様の声」をお待ちしています。